

様式第 1 号別紙 1（第 4 条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 熊本県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び本市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）及び玉名市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
：全額
 - （2）移住支援金の申請日から 3 年未満に本市以外の市区町村に転出した場合
：全額
 - （3）要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - （4）移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に本市以外の市区町村に転出した場合
：半額
- （就業の場合のみ）
- （5）移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
：全額